

## 申立書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住所 茅ヶ崎市茅ヶ崎〇〇一〇  
 所有者  
 氏名 南湖 松子 印

このたび、私が建築し又は取得しました次の家屋は、現在のところ、未入居の状態にあります、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

家屋の表示	所在地 茅ヶ崎市 南湖〇〇〇〇一〇
	家屋番号 〇〇〇〇一〇
家屋の住居表示	茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番
入居予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
現在の家屋の処分方法等	① 売却する ② 賃貸する ③ 親族が引き続き居住する ④ 借家、間借、社宅、その他（ ）である
入居が登記の後になる理由	抵当権の設定を急ぐため

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合は、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

## ※申請日から2週間以内で入居ができないことを証する書類について

その理由によって提出する書類が異なります。詳細はお問い合わせください。

例) リフォーム工事のため → 工事の請負業者が作成したリフォーム工事の工程表

就学中の子どもの学年が変わるタイミングに合わせるため → 子どもの在学証明書

引越業者が込み合っており予約が取れないため → 引越し予定日の確認できる見積書 等